

## 出店計画概要書における関係者の指摘に対する店舗設置者の対応〔ドラッグコスモス吉島新町店〕

項目	意見内容	回答	その後の対応
交通	【広島県警察本部 交通部 交通規制課】 資料－5案内経路図について、資料－6動線計画図の出入口 No.2 の来店車両入庫経路及び来店車両出庫経路と整合させること。	資料－6動線計画図に合わせて、南からの来退店経路を追記しました。	—
その他	【都市整備局 都市計画課 都市デザイン担当】 当該計画地は、広島市景観計画におけるリバーフロント・シーフロント地区（シーフロント地区）内にあります。 建築面積が1,000㎡を超えるため、工事着手の30日より前かつ建築確認申請の前までに、都市計画課都市デザイン係へ景観法に基づく届出及び同届出に先立って行う事前協議を行ってください。 なお、事前協議が整った場合には、行為の着手までの期間を30日から7日に短縮します。 また、屋外広告物について、河川・港湾から見える場所に設置する場合は事前協議の対象になりますので、都市計画課都市デザイン係へ事前協議を行ってください。河川・港湾から見えない場所に設置する場合でも、届出対象となる建築物に付帯し、建築物の行為完了までに設置するものは事前協議の対象となりますので、当該建築物と併せて手続きを行ってください。	工事着手の30日前かつ建築確認申請の前までに、都市計画課都市デザイン係へ景観法に基づく事前協議を行います。 また、屋外広告物について、当該建築物と併せて手続きを行います。	●事前協議を実施済み （景観法について） 景観法に基づく届出：事前協議を行った後、4/7（金）に市役所 都市計画課 都市デザイン係に届出書を提出しております。  （屋外広告物について） 2023年4月7日 都市計画課へ事前協議済。
その他	【都市整備局 指導部 宅地開発指導課】 以下について、当課と協議を整えてください。 1 都市計画法第29条第1項の許可の要否 2 広島市土砂堆積等規制条例第5条第1項の許可の要否	1 継続して協議を行います。 2 継続して協議を行います。	1 （開発行為の）協議書及び誓約書を提出し受理されております。 2 同上
	【中区役所 建設部 建築課】 1 建築基準法等、建築に関する法令を遵守して計画してください。なお、計画にあたり法の取扱いについて、不明な点等があれば、予定の審査機関と事前に十分協議してください。 2 福祉のまちづくり条例の事前協議が必要な建築物です。他法令関係調整状況表に追記をお願いします。	1 建築基準法等、建築に関する法令を遵守して計画します。 2 他法令関係調整状況表に追記いたします。	—

大規模小売店舗立地法に基づく説明会での住民の意見・質問及び店舗設置者の回答〔ドラッグコスモス吉島新町店〕

項目	意見内容	回 答	その後の対応
	・特になし	-	-